

第1部 令和6年度予算

1. 予算成立の経緯

6年度予算は、5年12月22日に政府案が閣議に提出され、概算の閣議決定が行われた。

その後、6年1月16日に概算を一部変更する閣議決定を行った上、6年1月26日に第213回国会（常会）に提出され、3月2日、衆議院可決、3月28日、参議院可決を経て、成立した。

以下、成立した予算について概説することとする。

2. 予算編成の前提となった経済情勢及び財政事情

（1）経済情勢

我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつある。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇のチャンスを迎えている。他方、賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追いついていない。個人消費や設備投資は、依然として力強さを欠いている。これを放置すれば、再びデフレに戻るリスクがあり、また、潜在成長率が0%台の低い水準で推移しているという課題もある。このため、政府は、デフレ脱却のための一時的な措置として国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図るため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（5年11月2日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）を策定した。その裏付けとなる5年度補正予算（5年11月10日閣議決定、5年11月29日成立）を迅速かつ着実に執行するなど、当面の経済財政運営に万全を期す。また、令和6年能登半島地震の被災者への生活支援及び被災地の復旧・復興を迅速に進める。こうした中、5年度の我が国経済については、実質国内総生産（実質GDP）成長率は1.6%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は5.5%程度、消費者物価（総合）は3.0%程度の上昇率になると見込まれる。

6年度については、総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げを始めとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間需要主導の経済成長が実現することが期待される。6年度の実質GDP成長率は1.3%程度、名目GDP成長率は3.0%程度、消費者物価（総合）は2.5%程度の上昇率になると見込まれる。ただし、海外景気の下振れリスクや物価動向に関する不確実性が存在すること、令和6年能登半島地震の影響、金融資本市場の変動の影響等には、十分注意する必要がある。

（2）財政事情

我が国財政は、債務残高対GDP比が世界最悪の水準にある。高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加等の構造的な課題に直面しており、加えて、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成等により、一層厳しさを増す状況にある。こうした中、「経済財

政運営と改革の基本方針2023」（5年6月16日閣議決定。以下「骨太方針2023」という。）等に沿った取組を着実に進めていく必要がある。

3. 予算編成の基本的考え方

6年度予算編成に当たっては、「令和6年度予算編成の基本方針」（5年12月8日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、次のような基本的考え方に立って編成することとした。（以下基本方針からの抜粋を基本としている。）

（1） 6年度予算は、基本方針における基本的考え方及び骨太方針2023に沿って編成する。

足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、

- ・ 人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、G X、D X、半導体・A I等の分野での国内投資の促進、海洋、宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速
- ・ 防災・減災、国土強靱化など、国民の安全・安心の確保
- ・ 防衛力の抜本的強化を含む外交・安全保障環境の変化への対応

を始めとする重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行う。

（2） その際、骨太方針2023で示された「本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。

（3） 歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするため、骨太方針2023を踏まえ、新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、E B P MやP D C Aの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズペンディング）を徹底する。

4. 一般会計予算の規模等

（1） 一般会計予算の規模

6年度一般会計予算の規模は、5年度当初予算額に対して18,095億円（1.6%）減の1,125,717億円となっている。うち一般歳出の規模は、5年度当初予算額に対して49,554億円（6.8%）減の677,764億円となっている。

(2) 一般会計予算と国内総生産

① 一般会計予算の規模を国内総生産と対比すると、次のようになる。

(表1) 一般会計予算規模及び国内総生産の推移

	一般会計(A) (億円)	うち一般歳出(B) (億円)	国内総生産(C) (名目・兆円程度)	(A)/(C) (%程度)	(B)/(C) (%程度)
5 年 度	1,143,812	727,317	597.5	19.1	12.2
6 年 度	1,125,717	677,764	615.3	18.3	11.0
6年度の対前年度伸率	△1.6%	△6.8%	3.0%程度	-	-

(注) 1. 5年度の(A)欄及び(B)欄は、当初予算の計数である。

2. 5年度及び6年度の(C)欄は、6年度政府経済見通しによる。(5年度は実績見込み、6年度は見通し)

② なお、6年度の政府支出の実質GDP成長率に対する寄与度は、0.2%程度となる見込みである。

(3) 一般会計歳入予算

① 租税及印紙収入は、現行法(税制改正前)による場合、5年度補正(第1号)後予算額に対して23,570億円増の719,680億円になると見込まれるが、個人所得課税、法人課税等の税制改正を行うこととしている結果、5年度補正(第1号)後予算額に対して30億円(0.0%)減の696,080億円になると見込まれる。

また、その他収入は、5年度当初予算額に対して18,035億円(19.4%)減の75,147億円になると見込まれる。

② 6年度における公債金は5年度当初予算額を1,740億円下回る354,490億円である。

公債金のうち65,790億円については、「財政法」(昭22法34)第4条第1項ただし書の規定により発行する公債によることとし、288,700億円については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平24法101)第3条第1項の規定により発行する公債によることとしている。この結果、6年度予算の公債依存度は31.5%(5年度当初予算31.1%)となっている。

(表2) 一般会計歳入予算の内訳

(単位：億円)

1. 租税及印紙収入	
(1) 現行法（税制改正前）を6年度に適用する場合の租税及印紙収入	719,680
(2) 税制改正による増△減収見込額	△ 23,600
イ 個人所得課税	△ 23,050
ロ 法人課税	△ 480
ハ 消費課税	△ 70
(3) 6年度予算額 (1) + (2)	696,080
2. その他収入	75,147
3. 公 債 金	354,490
合 計	1,125,717

(表3) 公債依存度の推移（当初予算ベース）

(単位：億円、%)

年 度	一般会計予算規模 (A)	公 債 発 行 額 (B)	公 債 依 存 度 (B/A)
2	1,026,580	325,562	31.7
3	1,066,097	435,970	40.9
4	1,075,964	369,260	34.3
5	1,143,812	356,230	31.1
6	1,125,717	354,490	31.5

(注) 2年度については、「臨時・特別の措置」を含んだ計数を掲載している。

5. 分野別の概要

(1) 税制改正

6年度改正については、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行う。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずる。加えて、グローバル化等を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行う。

(2) 公務員人件費

6年度予算における国家公務員の人件費については、一般会計及び特別会計の純計で、5年度当初予算

額に対して998億円（1.9％）増の53,581億円となっている。

具体的には、5年人事院勧告を踏まえた官民較差に基づく国家公務員の給与改定のほか、国家公務員の定年引上げによる退職手当の増加等を反映している。また、行政機関の定員については、外交・安全保障の強化、人への投資の促進等、内閣の重要課題への対応として政策遂行に不可欠なものに絞り込んだ上で、災害対応等の当面对応を必要とするものは時限定員で措置するなど、メリハリをつけて体制を整備することとしている。その他、定年引上げに際しても新規採用を確保するための特例的な定員等を各府省に別途措置することとしている。

地方公務員についても、国家公務員の給与改定に準じた給与改定を実施するなど、適切な見直しを行うこととしている。

（３） 東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復興については、6年度も引き続き、復興のステージに応じた取組を推進するため、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興などのための経費6,331億円を東日本大震災復興特別会計に計上している。

（４） 特別会計

6年度においては、特別会計の数は13となっている。

なお、特別会計の歳出総額から重複計上分等並びに国債償還費等、社会保障給付費、地方交付税交付金等及び財政融資資金への繰入を控除した額は、76,535億円となっており、さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を除いた額は、5年度当初予算額に対して3,393億円（4.6％）減の71,029億円となっている。

（５） 決算等の反映

予算の更なる効率化・透明化を図るべく、決算等の反映にこれまでも積極的に取り組んできている。

決算及び決算検査報告等の予算への反映については、決算に関する国会の議決や会計検査院の指摘等を踏まえ、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し、その結果を6年度予算に的確に反映している。

また、5年度予算執行調査については、30件の調査を実施し、その調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、6年度予算に的確に反映している。

さらに、各府省の政策評価・行政事業レビューに示された達成すべき目標、目標を達成するための手段、どの程度目標が達成されたかに関する事後評価等を精査の上、各事業の必要性、効率性又は有効性の観点等から検証を行い、政策評価の結果等を6年度予算に的確に反映している。

6. 予算の主な内容

(1) 一般会計

6年度一般会計歳出予算の主要経費別内訳は、表4のとおりである。

(表4) 一般会計歳出予算の主要経費別内訳

(単位：億円、%)

年 度 事 項	5		6			
	当初予算額	構成比	予 算 額	増△減額	伸 率	構成比
社 会 保 障 関 係 費	368,687	32.2	377,193	8,506	2.3	33.5
文 教 及 び 科 学 振 興 費	54,158	4.7	54,716	558	1.0	4.9
うち科学技術振興費	13,942	1.2	14,092	150	1.1	1.3
国 債 費	252,503	22.1	270,090	17,587	7.0	24.0
恩 給 関 係 費	970	0.1	771	△198	△20.5	0.1
地 方 交 付 税 交 付 金 等	163,992	14.3	177,863	13,871	8.5	15.8
防 衛 関 係 費	101,686	8.9	79,172	△22,514	△22.1	7.0
下 記 繰 入 除 く	67,880	5.9	79,172	11,292	16.6	7.0
防衛力強化資金繰入	33,806	3.0	—	△33,806	△100.0	—
公 共 事 業 関 係 費	60,801	5.3	60,828	26	0.0	5.4
経 済 協 力 費	5,114	0.4	5,041	△73	△1.4	0.4
(参考) O D A	5,709	0.5	5,650	△60	△1.0	0.5
中 小 企 業 対 策 費	1,704	0.1	1,693	△11	△0.6	0.2
エ ネ ル ギ ー 対 策 費	8,540	0.7	8,329	△210	△2.5	0.7
食 料 安 定 供 給 関 係 費	12,654	1.1	12,618	△36	△0.3	1.1
そ の 他 の 事 項 経 費	58,004	5.1	57,402	△602	△1.0	5.1
原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進 環 境 整 備 対 応 予 備 費	40,000	3.5	10,000	△30,000	△75.0	0.9
ウクライナ情勢経済緊急対応予備費	10,000	0.9	—	△10,000	△100.0	—
予 備 費	5,000	0.4	10,000	5,000	100.0	0.9
合 計	1,143,812	100.0	1,125,717	△18,095	△1.6	100.0

(注) 1. 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。以下、表8まで同じ。

2. 5年度予算額は、6年度予算額との比較対照のため、組替えをしてある。以下、表8まで同じ。

① 社会保障（参考、表5）

社会保障関係費については、5年度当初予算額に対して8,506億円（2.3%）増の377,193億円となっている。経済・物価動向等を踏まえつつ、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（3年6月18日閣議決定。以下「骨太方針2021」という。）等における「新経済・財政再生計画」で示された社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す」との方針に沿って計上している（年金スライド分を除く高齢化による増3,700億円程度、年金スライド分の増3,500億円程度、消費税増収分を活用した社会保障の充実等による増1,200億円程度）。

制度別にみると、まず、医療については、医療費の伸び、物価・賃金の動向、医療機関等の収支や経営状況、保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況を踏まえ、6年度診療報酬改定における改定率を+0.88%（うち、看護職員、リハビリ専門職等の医療関係職種の賃上げに係る特例的な対応+0.61%、入院時の食費基準額の引上げへの対応+0.06%、診療所を中心とした管理料、処方箋料等の再編等による効率化・適正化△0.25%、その他+0.46%（40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げ分+0.28%程度を含む。））としている。また、薬価等改定率については、市場実勢価格を反映する等により△1.00%としている。

介護については、6年度介護報酬改定において、介護現場で働く者の処遇改善を着実に行之つつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で+1.59%（うち、介護職員の処遇改善分+0.98%）としている。また、第1号保険料負担の在り方に関する見直し等の制度改革を実施することとしている。このほか、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令5法65）等に基づき、認知症関連施策の推進に取り組むこととしている。

障害保健福祉施策については、6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うことにより、改定率は全体で+1.12%としている。

こども・子育て政策については、「こども未来戦略」（5年12月22日閣議決定）において、予算規模3.6兆円（国・地方の事業費ベース）に及ぶ政策強化の具体策である「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）と、それを安定的に支える財源確保の枠組みが決定された。今後3年間で「加速化プラン」の大宗を実施することとしており、6年度予算においては、「加速化プラン」3.6兆円のうち1.3兆円程度を実現することとしている。

具体的には、児童手当の抜本的拡充、妊娠・出産時からの支援強化、幼児教育・保育の質の向上等、こども・子育て拠出金の使途拡大による放課後児童クラブの常勤職員の配置改善等、児童扶養手当の拡充を含む多様な支援ニーズへの対応、男性育休の取得増等に伴う育児休業給付の増とその財政基盤強化のための国庫負担の本則8分の1への引上げ等を盛り込んでいる。こども家庭庁予算（一般会計と

特別会計の純計）として、5年度当初予算額に対して4,728億円増の52,832億円を計上している。

年金については、基礎年金国庫負担（2分の1）等について措置することとしている。その際、足元の物価等の状況を勘案し、6年度の年金額改定率を2.9％と見込んで計上している。

雇用政策については、労働市場改革を推進するため、非正規雇用労働者の処遇改善等、リ・スキリングによる能力向上支援、労働移動の円滑化等を実施することとしている。

（表5） 社会保障関係費の内訳

（単位：億円、％）

区 分 \ 年 度	5	6		
	当初予算額	予 算 額	増△減額	伸 率
年 金 給 付 費	130,857	134,020	3,163	2.4
医 療 給 付 費	121,517	122,366	849	0.7
介 護 給 付 費	36,809	37,188	379	1.0
少 子 化 対 策 費	31,412	33,823	2,411	7.7
生 活 扶 助 等 社 会 福 祉 費	43,093	44,912	1,819	4.2
保 健 衛 生 対 策 費	4,552	4,444	△108	△2.4
雇 用 労 災 対 策 費	447	440	△7	△1.5
合 計	368,687	377,193	8,506	2.3

② 文教及び科学技術（参考、表6）

文教及び科学振興費については、教育環境整備や科学技術基盤の充実等を図ることとし、5年度当初予算額に対して558億円（1.0％）増の54,716億円を計上している。

文教予算については、まず、義務教育費国庫負担金において、小学校高学年における教科担任制の前倒し等を図るため、2,050人の定数増を行うほか、小学校5年生の35人以下学級の実現や、通級による指導等のための基礎定数化に伴う645人の定数増を行うこととしている。一方、少子化の進展による基礎定数の自然減4,811人に加え、550人の加配定数の見直しを図るほか、国庫負担金の算定方法の見直し（1,600人相当）を行うこととしている。また、教員業務支援員やスクールカウンセラー等の外部人材の配置を促進することとしている。

高等教育施策については、自ら意欲的に改革に取り組む国立大学を支援するため、国立大学法人運営費交付金について、各国立大学の教育研究組織改革に関する取組における自助努力に関する評価を厳格化するとともに、最も評価の高い取組に対して支援を強化することとしている。また、私立大学

等については、私立大学等経常費補助における配分の見直し等を通じてメリハリある資金配分を行うこととしている。

科学技術振興費については、科学技術・イノベーションへの投資として、A I・量子分野等の重要分野の研究開発を推進するとともに、基礎研究・若手研究者向け支援の充実等を図ることとしており、5年度当初予算額に対して150億円（1.1%）増の14,092億円を計上している。

（表6） 文教及び科学振興費の内訳

（単位：億円、%）

区 分 \ 年 度	5	6		
	当初予算額	予 算 額	増△減額	伸 率
義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	15,216	15,627	412	2.7
科 学 技 術 振 興 費	13,942	14,092	150	1.1
文 教 施 設 費	743	732	△10	△1.4
教 育 振 興 助 成 費	23,054	23,086	32	0.1
育 英 事 業 費	1,204	1,178	△26	△2.2
合 計	54,158	54,716	558	1.0

③ 社会資本の整備（参考、表7）

公共事業関係費については、安定的な確保を行い、ハード整備に加え、新技術を活用した線状降水帯の予測強化などソフト対策との一体的な取組により、防災・減災、国土強靱化の取組を推進することとしている。

また、持続的な成長に向けた取組として、国際コンテナ戦略港湾等の機能強化などの成長力強化につながるインフラ整備等に重点的に取り組むこととしている。

具体的には、防災・減災効果を効率的に高めるため、災害の危険性の高い地域への住宅支援の引下げや、立地適正化計画の未策定地域への支援措置を見直しつつ、土地利用規制の導入と組み合わせた治水対策や津波・高潮対策等を推進することとしている。

また、水道事業の国土交通省への移管を契機に、上下水道一体による効率的な事業実施に向けた計画策定等を支援する新たな補助事業を創設することとしている。

さらに、船舶の大型化に対応したコンテナターミナルの整備等の集中的実施や、交通渋滞の緩和に

よる迅速・円滑な物流ネットワークの構築等に取り組むこととしている。

これらの結果、6年度の公共事業関係費は、5年度当初予算額に対して、26億円（0.0％）増の60,828億円を計上している。

（表 7） 公共事業関係費の内訳

（単位：億円、％）

区 分	年 度	6		
	5	予 算 額	増△減額	伸 率
治 山 治 水 対 策	9,544	9,548	4	0.0
道 路 整 備	16,711	16,715	4	0.0
港 湾 空 港 鉄 道 等 整 備	3,976	4,037	62	1.5
住 宅 都 市 環 境 整 備	7,307	7,303	△4	△0.0
公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等	1,784	1,968	184	10.3
農 林 水 産 基 盤 整 備	6,078	6,080	1	0.0
社 会 資 本 総 合 整 備	14,006	13,771	△235	△1.7
推 進 費 等	619	623	4	0.6
計	60,025	60,046	21	0.0
災 害 復 旧 等	776	782	5	0.7
合 計	60,801	60,828	26	0.0

④ 経済協力（参考、表 8）

一般会計ODA予算については、ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとし、5年度当初予算額に対して60億円（1.0％）減の5,650億円を計上している。

具体的には、日本の国益と国際社会の平和と繁栄を効果的に実現するための外交力の強化等に必要な経費を計上している。無償資金協力については、1,562億円を計上し、技術協力（独立行政法人国際協力機構）については、1,481億円を計上している。

（注） 経済協力費の一部、例えば国際連合分担金は、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）の規定により、分担金の一定割合部分のみがODAと定義されているため、経済協力費の全額がODA予算となるわけではない。一方、経済協力費以外の主要経費のうち、上記の規定によりODAと定義される部分があり、一般会計ODA予算は、これを加えたものとなっている。

(表8) 一般会計ODA予算の内訳

(単位：億円、%)

区 分 \ 年 度	5	6		
	当初予算額	予 算 額	増△減額	伸 率
無 償 資 金 協 力	1,634	1,562	△72	△4.4
二 国 間 技 術 協 力	2,591	2,594	3	0.1
独立行政法人国際協力機構 運 営 費 交 付 金 等	1,519	1,481	△37	△2.5
そ の 他 の 技 術 協 力	1,073	1,113	40	3.7
国 際 機 関 へ の 出 資 ・ 拠 出	996	999	3	0.3
円 借 款 の 原 資 等	488	495	6	1.3
独立行政法人国際協力機構 出資金	478	485	6	1.3
株式会社日本貿易保険交付金	10	10	-	-
合 計	5,709	5,650	△60	△1.0

⑤ 防衛力の整備

防衛省所管の防衛関係費については、4年12月16日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づき、統合防空ミサイル防衛能力や機動展開能力の向上等の重点分野を中心に防衛力を抜本的に強化するとともに、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底することとし、5年度当初予算額に対して11,292億円（16.6%）増の79,172億円を計上している。また、防衛省情報システム関係経費のうちデジタル庁計上分を加えた額は79,496億円となる。

なお、上記の予算額から沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告に盛り込まれた措置を実施するために必要な経費116億円並びに「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（18年5月30日閣議決定）及び「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」（22年5月28日閣議決定）に基づく再編関連措置のうち地元の負担軽減に資する措置を実施するために必要な経費2,130億円を除いた防衛力整備計画対象経費は、5年度当初予算額に対して11,248億円（17.0%）増の77,249億円となる。

⑥ 中小企業対策

中小企業対策費については、価格転嫁対策、事業再生・事業承継支援など、現下の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営課題に対応するために必要な額を計上する一方、貸出動向等を踏まえた信用保証制度関連予算の減少等により、5年度当初予算額に対して11億円（0.6%）減の1,693億円を計上している。

具体的には、例えば、適切な価格転嫁のため、下請Gメンを增強して取引実態を把握し指導を徹底するほか、「下請かけこみ寺」における相談対応等を実施することとしており、また、「中小企業活性化協議会」における再生計画の策定支援、「事業承継・引継ぎ支援センター」におけるマッチング支援等を実施することとしている。

⑦ エネルギー対策

エネルギー対策については、「第6次エネルギー基本計画」（3年10月22日閣議決定）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

これらの施策を推進する一方、エネルギー対策特別会計の剰余金等の増加を踏まえた繰入額の減少等により、一般会計のエネルギー対策費として、5年度当初予算額に対して210億円（2.5%）減の8,329億円を計上している。

具体的には、再生可能エネルギーや省エネルギーに資する技術の開発・設備等の導入、石油・天然ガス等の資源の探鉱・開発、石油備蓄の維持、石油の生産・流通合理化、原子力防災体制の整備等を推進することとしている。

また、「福島復興の加速のための迅速かつ着実な賠償等の実施に向けて」（5年12月22日原子力災害対策本部決定）を踏まえ、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付する交付国債の発行限度額の引上げを行うとともに、中間貯蔵施設費用相当分について同機構に資金交付を行うこととしている。

⑧ 農林水産業

農林水産関係予算については、食料の安定供給の確保と持続的な生産基盤の確立に向けた施策の推進等の観点から5年度当初予算額に対して3億円（0.0%）増の22,686億円を計上している。

具体的には、食料安全保障の強化に向け、安定的な輸入と適切な備蓄を組み合わせつつ、水田の畑地化支援による麦・大豆など畑作物の生産や肥料・飼料等の国内生産など、輸入依存からの脱却に向けた構造転換を推進することとしている。また、生産者の急減に備え、地域の農業を担う経営体の規

模拡大やサービス事業体の育成など、生産基盤の維持・強化を推進するとともに、持続可能な食料システムを構築する観点から、農産物等の適正な価格形成等を推進することとしている。

また、農林水産物・食品の輸出5兆円目標に向け、輸出先国の多角化のための販路拡大や輸出支援プラットフォーム等を通じた現地の商流構築、品目団体による売り込み強化や包材等の規格化等を推進することとしている。

農業の経営所得安定対策等については、農業経営収入保険制度や収入減少影響緩和対策等により担い手の農業経営の安定を図るとともに、水田活用の直接支払交付金等により野菜等の高収益作物への転換や水田の畑地化等を一層推進することとしている。

農業の基盤整備については、生産性・収益性等の向上のための水田の畑地化や農地の大区画化、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化や防災・減災対策等を推進することとしている。

林野関係については、再生林の省力化・低コスト化や間伐・路網整備、流域治水と連携した治山対策等を推進するとともに、新たな木材需要の創出や林業等の担い手の育成の取組等を推進することとしている。

水産関係については、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象とした収入安定対策等を実施するとともに、水産業の成長産業化に向けて、多目的漁船の導入等による新たな操業・生産体制への転換等の実証的取組を推進することとしている。また、外国漁船の違法操業等に対する取締り等を実施することとしている。

⑨ 治安対策

警察活動による治安対策として、警察庁予算は、過去最多の検挙件数を記録したサイバー犯罪の対処能力等を強化しつつ、G7広島サミットの開催に伴う警備対策費用等が減少したため、5年度当初予算額に対して95億円（3.3%）減の2,806億円を計上している。

具体的には、サイバー空間の脅威への対処として、国境を越えて実行されるサイバー犯罪・サイバー攻撃や、不正プログラムを用いた攻撃手法などの新たな脅威に先制的かつ能動的に対処するため、サイバー警察局及びサイバー特別捜査隊の充実強化をはじめとする警察の人的・物的基盤の強化を図るなど、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進することとしている。

テロ対策としては、昨今の社会情勢を踏まえた警備対策のほか、テロの未然防止、テロへの対処体制の強化並びに安倍元総理銃撃事件及び岸田総理に対する爆発物使用襲撃事件を踏まえた警護の強化を推進することとしている。また、大規模災害等の緊急事態への対処として、大規模災害対策を推進するほか、国境離島における警備事象等に対処するための資機材の整備等を図るなど、対処能力の向上を図ることとしている。

安全かつ快適な交通の確保については、近年、交通事故死者に占める高齢者の比率が高水準となっているほか、次世代を担うこどものかけがえのない命が犠牲となる痛ましい事故が後を絶たず、交通事故情勢は依然として厳しい状況にあることから、交通安全施設等を整備するなどの諸施策を行うこととしている。

科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進については、科学技術の発達や、情報化社会の発展に伴う犯罪の高度化・複雑化に的確に対処するため、DNA型鑑定の一層の推進や、検視、司法解剖等の充実を図ることとしている。

警察基盤の充実強化については、装備資機材、警察施設の整備等を行うこととしている。

再犯防止対策の推進については、法務省予算として、5年度当初予算額に対して4億円（2.9％）増の128億円を計上している。

具体的には、刑務所出所者等の再犯防止対策等を強化するため、施設内処遇として、就労支援体制の充実等を行うとともに、社会内処遇として、保護司、更生保護施設等の民間協力者と協働した「息の長い支援」等を実施するための経費を計上している。

このほか、尖閣諸島周辺海域をはじめとする我が国周辺海域をめぐる状況への対応については、海上保安庁予算として、5年度当初予算額に対して180億円（7.5％）増の2,595億円を計上している。また、海上保安庁情報システム関係経費のうちデジタル庁計上分を加えた額は、5年度当初予算額に対して180億円（7.4％）増の2,611億円となる。

具体的には、「海上保安能力強化に関する方針」（4年12月16日海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定）に基づき、大型巡視船等の整備や、無操縦者航空機等の新技術の積極的な活用などとともに、国内外の関係機関との連携・協力を強化し、我が国の領土・領海の堅守等の諸課題に対応することとしている。

⑩ 地方財政

6年度の地方財政については、骨太方針2021等を踏まえ、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、3年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金は、5年度当初予算額に対して4,720億円（2.9％）増の166,543億円、地方交付税交付金と地方特例交付金を合わせた地方交付税交付金等は、5年度当初予算額に対して13,871億円（8.5％）増の177,863億円となっている。

地方交付税交付金については、法人税等の収入見込額は増加する一方で、定額減税に伴い、所得税の収入見込額が減少し、その一定割合である法定率分は1,313億円（0.8％）減の168,188億円となって

いる。また、一昨年度から引き続き、国と地方の折半により負担する地方の財源不足が生じていないことから、一般会計からの特例加算による地方交付税交付金の増額措置は講じないこととしている。

地方特例交付金については、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額及び個人住民税の定額減税による減収額を補填するために必要な額を計上するほか、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2年4月20日閣議決定）における税制上の措置としての固定資産税の減収額を補填するための新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に必要な額を計上することとしている。

また、交付税及び譲与税配付金特別会計から地方団体に交付される地方交付税交付金（震災復興特別交付税を除く。）については、5年度当初予算額に対して3,060億円（1.7%）増の186,671億円を確保している。

（２） 特別会計

「財政法」（昭22法34）第13条第2項においては、

- （Ⅰ） 特定の事業を行う場合、
- （Ⅱ） 特定の資金を保有してその運用を行う場合、
- （Ⅲ） その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

6年度においては、特別会計の数は次の13となっている。

（特別会計一覧）

- ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計（内閣府、総務省及び財務省）
- ・ 地震再保険特別会計（財務省）
- ・ 国債整理基金特別会計（財務省）
- ・ 外国為替資金特別会計（財務省）
- ・ 財政投融资特別会計（財務省及び国土交通省）
- ・ エネルギー対策特別会計（内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省）
- ・ 労働保険特別会計（厚生労働省）
- ・ 年金特別会計（内閣府及び厚生労働省）
- ・ 食料安定供給特別会計（農林水産省）
- ・ 国有林野事業債務管理特別会計（農林水産省）

- ・特許特別会計（経済産業省）
- ・自動車安全特別会計（国土交通省）
- ・東日本大震災復興特別会計（国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、6年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、436.0兆円である。このうち、会計間の取引額等の重複額等を控除した特別会計の純計額は、207.9兆円である。

この207.9兆円には、国債償還費等89.7兆円（5年度当初予算比7.7兆円増）、社会保障給付費78.4兆円（同3.0兆円増）、地方交付税交付金等（地方譲与税等を含む。）22.2兆円（同2.3兆円増）、財政融資資金への繰入10.0兆円（同2.0兆円減）が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は7.7兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費0.6兆円（同0.1兆円減）を除いた額は、7.1兆円となり、5年度当初予算額に対して0.3兆円の減少となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次のとおりである。

	6年度（億円）	5年度当初（億円）
特 別 会 計 歳 出 総 額	4,360,362	4,419,088
特 別 会 計 の 会 計 間 取 引 額	625,023	564,926
特 別 会 計 内 の 勘 定 間 取 引 額	298,518	286,983
一 般 会 計 へ の 繰 入 額	2,505	18,530
国債整理基金特別会計における借換償還額	1,355,154	1,575,513
純 計 額	2,079,163	1,973,137
i 国 債 償 還 費 等	896,823	819,642
ii 社 会 保 障 給 付 費	784,266	753,842
iii 地 方 交 付 税 交 付 金 等	221,539	198,710
iv 財 政 融 資 資 金 へ の 繰 入	100,000	120,000
上 記 i ～ iv を 除 いた 純 計 額	76,535	80,944
v 復 興 関 連 経 費	5,506	6,522
上 記 i ～ v を 除 いた 純 計 額	71,029	74,421

上記13特別会計のうち主なものについて概説する。

① 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税（地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。）の配付に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金についても、この会計に計上することとしている。

6年度の主な内容は、次のとおりである。

- (イ) 歳入において、6年度の所得税及び法人税の収入見込額の100分の33.1に相当する額115,688億円、酒税の収入見込額の100分の50に相当する額6,045億円並びに消費税の収入見込額の100分の19.5に相当する額46,455億円の合算額168,188億円から、①20年度、21年度、28年度、元年度及び2年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭25法211）等に基づき6年度分の地方交付税の総額から減額することとされている額5,133億円を控除し、②同法等において6年度分の地方交付税の総額に加算することとされている額3,488億円を加算した額166,543億円を一般会計から受け入れることとしている。

財政投融资特別会計投資勘定からは、「地方公共団体金融機構法」（平19法64）に基づき、地方交付税交付金の財源に充てるため、同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として2,000億円を受け入れることとしている。

東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として570億円を受け入れることとしている。

地方法人税については、19,750億円を計上し、その全額から28年度地方法人税決算精算額を控除した額を地方交付税交付金の財源としている。

上記の一般会計からの受入等については、歳出において、借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金182,439億円（うち、震災復興特別交付税611億円）を計上することとしている。

- (ロ) 「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平11法17）に基づき、歳入において一般会計からの受入11,208億円を計上することとし、これを財源として歳出において個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため都道府県及び市町村（特別区を含む。）に交付する住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金並びに個人住民税の定額減税による減収額を補填するため都道府県及び市町村（特別区を含む。）に交付する定額減税減収補填特例交付金の合計額を、地方特例交付金として計上することとしている。

- (ハ) 「地方税法」（昭25法226）に基づき、歳入において一般会計からの受入112億円を計上する

こととし、これを財源として歳出において「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2年4月20日閣議決定）における税制上の措置による減収額を補填するため都道府県及び市町村に交付する固定資産税減収補填特別交付金を、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として計上することとしている。

- (二) 「道路交通法」（昭35法105）に基づき、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、歳入において交通反則者納金の収入485億円を一般会計から受け入れることとし、これらを財源として歳出において交通安全対策特別交付金等を計上することとしている。同交付金については、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に交付することとしている。
- (ホ) 地方揮発油税の収入を受け入れ、「地方揮発油譲与税法」（昭30法113）に基づき、地方揮発油譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。
- (へ) 森林環境税の収入を受け入れるとともに、財政投融资特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」（平19法64）に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として300億円を受け入れることとし、これらを財源として、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（平31法3）に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境譲与税譲与金として641億円を歳出に計上し、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。
- (ト) 石油ガス税の収入の2分の1に相当する額を受け入れ、「石油ガス譲与税法」（昭40法157）に基づき、石油ガス譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び「道路法」（昭27法180）第7条第3項に規定する指定市に譲与することとしている。
- (チ) 特別法人事業税の収入を受け入れ、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」（平31法4）に基づき、特別法人事業譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県に譲与することとしている。
- (リ) 自動車重量税の収入の1,000分の431に相当する額を受け入れ、「自動車重量譲与税法」（昭46法90）に基づき、自動車重量譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。
- (ヌ) 航空機燃料税の収入の13分の4に相当する額を受け入れ、「航空機燃料譲与税法」（昭47法13）に基づき、空港関係都道府県及び空港関係市町村の航空機騒音対策事業費等の財源に充てるため、航空機燃料譲与税譲与金として、一定の基準により同法に規定する都道府県及び市町村（特

別区を含む。)に譲与することとしている。

(ル) 特別とん税の収入を受け入れ、「特別とん譲与税法」(昭32法77)に基づき、特別とん譲与税譲与金として、徴収地港の所在する都及び市町村に譲与することとしている。

(ヲ) 財政融資資金及び民間からの借入金を計上している。借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの財源を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている。

② 国債整理基金特別会計

この会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にするために設けられたものである。

6年度においては、一般会計から270,083億円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から618,481億円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として東日本大震災復興特別会計から254億円、脱炭素成長型経済構造移行推進他会計より受入としてエネルギー対策特別会計から595億円、租税1,143億円、公債金1,315,005億円、復興借換公債金31,640億円、脱炭素成長型経済構造移行借換公債金8,508億円、東日本大震災復興株式売却収入として東京地下鉄株式会社の株式売却収入1,692億円、東日本大震災復興配当金収入として東京地下鉄株式会社の配当金収入50億円、運用収入986億円、東日本大震災復興運用収入4億円、脱炭素成長型経済構造移行推進運用収入2億円、雑収入2,919億円及び東日本大震災復興雑収入58百万円、脱炭素成長型経済構造移行推進雑収入27億円をそれぞれ受け入れることとしている。

③ 財政投融资特別会計

この会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設けられたもので、財政融資資金勘定及び投資勘定より成っている。

また、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産(公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。)の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が21年度末で廃止されたことに伴い、21年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

6年度の主な内容は、次のとおりである。

(イ) 財政融資資金勘定

この勘定の負担において発行する公債の限度額を100,000億円、一時借入金等の限度額を150,000億円としている。

(ロ) 投資勘定

歳入については、運用収入として株式会社国際協力銀行、地方公共団体金融機構等の納付金、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むほか、前年度剰余金受入等と合わせて計7,362億円を見積もることとしている。

歳出については、成長力強化に向けた重要分野への投資等のため、4,747億円（5年度当初予算額4,298億円）の産業投資支出を行うこととしている。

また、「特別会計に関する法律」（平19法23）に基づき、この勘定から一般会計への繰入金として、305億円を計上することとしている。

なお、6年度においては、地方の財源不足の補填及び森林環境譲与税の譲与財源に充てるため、地方公共団体金融機構の納付金2,300億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れることとしている。

(ハ) 特定国有財産整備勘定

庁舎等の移転再配置、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を行うため、77億円 of 特定国有財産整備費を計上している。

④ 労働保険特別会計

この会計は、「労働者災害補償保険法」（昭22法50）による労働者災害補償保険事業及び「雇用保険法」（昭49法116）による雇用保険事業に関する経理を行うために設けられたもので、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定の3勘定より成っている。

6年度の主な内容は、次のとおりである。

(イ) 労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から7百万円を受け入れることとしている。

保険給付費については、5年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

社会復帰促進等事業費については、個々の事業の精査を行い、所要の額を計上している。

(ロ) 雇用勘定においては、失業等給付の支給に要する費用として12,715億円を計上し、それに対する国庫負担として一般会計からの繰入184億円を計上している。また、育児休業給付の支給に要する費用として8,555億円を計上し、それに対する国庫負担として、負担割合を現行の80分の1から本則の8分の1に引き上げ、一般会計からの繰入1,069億円を計上している。このほか、

雇用保険事業の事務に要する経費に充てるため、一般会計から8億円を受け入れることとしている。

就職支援法事業については、雇用保険を受給できない者に対し、職業訓練を行うとともに訓練期間中の生活支援のための給付等に要する費用として、事務費を除き223億円（うち一般会計からの繰入61億円）を計上している。

雇用安定事業等については、非正規雇用労働者の処遇改善等、リ・スキリングによる能力向上支援、労働移動の円滑化等について所要の額を計上している。

また、「特別会計に関する法律」（平19法23）に基づき、この勘定から一般会計への繰入金として、1,964億円を計上し、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（令5法69）に基づく防衛力整備計画対象経費の財源に充てることとしている。

（ハ） 徴収勘定においては、労災勘定及び雇用勘定への繰入れ並びに労働保険料等の徴収に必要なとなる経費を計上している。

⑤ 年金特別会計

この会計は、「国民年金法」（昭34法141）、「厚生年金保険法」（昭29法115）及び「健康保険法」（大11法70）に基づく年金給付及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理並びに「児童手当法」（昭46法73）等に基づく児童手当等及び「子ども・子育て支援法」（平24法65）に基づく子どものための教育・保育給付等に関する経理を明確にするために設けられたものである。

6年度の主な内容は、次のとおりである。

（イ） 基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として国民年金勘定、厚生年金勘定や共済組合等からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

（ロ） 国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平16法166）に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、21,929億円を一般会計から受け入れることとしている。

（ハ） 厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、107,142億円を一般会計から受け入れることとしている。

なお、27年度（10月）から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

（二）健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、58億円を受け入れることとしている。

（ホ）子ども・子育て支援勘定においては、歳出では、児童手当の支給に必要な所要額を計上するとともに、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費や、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。

歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、26,197億円を受け入れることとしている。また、「子ども・子育て支援法」（平24法65）に基づき、10年度にかけて、「加速化プラン」の安定財源を確保するまでの間のつなぎとして子ども・子育て支援特例公債（仮称）を発行することとしており、6年度は児童手当交付金等に充てることとしている。

（へ）業務勘定においては、業務の取扱い等に必要な経費（日本年金機構に対する運営費を含む。）を計上している。

⑥ 東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

歳出については、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興などのための経費6,331億円を計上している。歳入については、復興特別所得税や復興公債金等による収入を見込んでおり、6,331億円を計上している。

なお、「復興庁設置法」（平23法125）に基づき、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として4,707億円を一括計上している。

(3) 政府関係機関

6年度において、4つの政府関係機関があるが、このうち株式会社日本政策金融公庫と株式会社国際協力銀行について概説する。

① 株式会社日本政策金融公庫

この公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的としている。

また、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(平22法38)に基づく業務として、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものを事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

「産業競争力強化法」(平25法98)に基づく業務として、事業再編又は事業適応の取組を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされているとともに、事業適応の取組のうち、カーボンニュートラル実現に向けた取組を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合においては、当該金融機関に対し、利子補給を行うことができることとされている。

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」(令2法37)に基づく業務として、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

「造船法」(昭25法129)に基づく業務として、生産性向上のための基盤整備等の取組を造船事業者等が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

「海上運送法」(昭24法187)に基づく業務として、船舶運航事業者等の競争力強化の観点から、高性能、高品質な船舶の導入を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができる

こととされている。

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令4法43）に基づく業務として、特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

（イ） 国民一般向け業務

6年度においては、物価高等の影響により厳しい状況にある小規模事業者の資金繰り支援に万全を期すとともに、構造的賃上げの実現に向けた環境整備、創業・スタートアップ、事業承継等を支援するほか、東日本大震災等による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、貸付規模として総額27,660億円（うち、小規模事業者経営改善資金貸付3,000億円）を計上している。この原資として、東日本大震災復興特別会計からの出資金1億円、財政融資資金からの借入金17,600億円、社債の発行による収入1,700億円等を予定している。

（ロ） 農林水産業者向け業務

6年度においては、スマート農業技術活用促進資金（仮称）を新設することにより、スマート農業技術の普及による農業の生産性の向上を後押しするほか、農業経営基盤強化資金において公庫資金の借換えを可能にし、農業者の前向きな経営改善の取組を支援するなど、農林水産業の生産性向上を目的とした設備投資等への資金需要に的確に対応することとし、貸付規模として7,440億円を計上しており、対象事業別の貸付計画は、経営構造改善4,751億円、基盤整備453億円、一般施設1,188億円、経営維持安定949億円及び災害100億円である。

この計画のうち、6,771億円が6年度中に貸し付けられる予定であり、これに5年度の計画のうち、6年度に資金交付が行われる予定となっている761億円を加えると、6年度の資金交付額は7,532億円となる。この原資として、一般会計からの出資金64百万円、財政融資資金からの借入金7,235億円、社債の発行による収入200億円等を予定している。また、証券化支援業務において、一般の金融機関が行う農業融資の信用リスクの引受19億円を予定している。

（ハ） 中小企業者向け業務

6年度においては、物価高等の影響により厳しい状況にある中小企業の資金繰り支援に万全を期すとともに、構造的賃上げの実現に向けた環境整備、創業・スタートアップ、事業承継等を支援するほか、東日本大震災等による被災中小企業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、融資事業の貸付規模として20,400億円を計上している。この原資として、東日本大震災復興特別会計からの出資金28百万円、財政融資資金からの借入金

12,300億円、社債の発行による収入732億円及び回収金等7,368億円を予定している。また、証券化支援事業におけるクレジット・デフォルト・スワップ契約（総額700億円を予定）により必要となる資産担保証券の取得284億円の原資として、社債の発行による収入268億円、有価証券回収金等16億円を予定しているほか、債務の保証605億円を予定している。

（二） 信用保険等業務

6年度における中小企業信用保険事業は、150,813億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業は660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金466億円を予定している。

（ホ） 危機対応円滑化業務

6年度においては、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融が、銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われるよう、必要とする資金需要に的確に対応することとし、国が指定した金融機関に対する融資事業の貸付規模として1,990億円を計上している。この原資として、財政融資資金からの借入金990億円及び社債の発行による収入1,000億円を予定している。また、利子補給事業における利子補給金の原資として、一般会計からの補給金1百万円を予定している。さらに、損害担保事業に要する資本に充てるため、一般会計から10百万円を出資することとしている。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補助金2億円を交付することとしている。

（ヘ） 特定事業等促進円滑化業務

6年度においては、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものの実施、事業再編又は事業適応の取組の実施、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等の実施、造船事業者等による生産性向上のための基盤整備等の実施、船舶運航事業者等による高性能、高品質な船舶の導入の実施及び特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業の実施を図るために必要な資金の貸付けが、銀行その他の金融機関により円滑に行われるよう、必要とする資金需要に的確に対応することとし、貸付規模として1,950億円を計上している。この原資として、財政融資資金からの借入金1,950億円を予定している。また、事業適応の取組の実施のうちカーボンニュートラル実現に向けた取組においては、利子補給事業を予定しており、その利子補給の原資として、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定からの補助金4億円を予定している。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補助金1億円を交付することとしている。

② 株式会社国際協力銀行

この銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

6年度においては、「株式会社国際協力銀行法」(平23法39)の改正による業務拡充を踏まえ、我が国産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーン強靱化やスタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクにつながる取組等を支援していくこととし、総額28,600億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金1,160億円、外国通貨長期借入金400億円、財政融資資金からの借入金4,000億円、社債の発行による収入14,585億円、貸付回収金等8,455億円を予定している。なお、グローバル投資強化ファシリティにおいて資金需要の増加等に伴い外貨資金が必要な場合にあっては、外国為替資金からの借入れを行う場合がある。

7. 財政投融资計画の主な内容

(1) 財政投融资計画策定の基本的考え方

6年度財政投融资計画の策定にあたっては、成長力強化に向けた重要分野(賃上げ、スタートアップ、GX、サプライチェーン強靱化等)や、国際環境変化への対応(日本企業の海外展開支援、天然資源確保等)等に重点的に資金を供給することとした。

この結果、6年度財政投融资計画の規模は、133,376億円(5年度計画比18.0%減)となっている。このうち、産業投資は4,747億円(5年度計画比10.4%増)となっている。

最近における財政投融资計画の規模の推移は、次のとおりである。

(表9) 財政投融资計画の規模の推移

(単位：億円、%)

年 度	金 額	対前年度伸率
2	132,195	0.8
3	409,056	209.4
4	188,855	△ 53.8
5	162,687	△ 13.9
6	133,376	△ 18.0

なお、経済事情の変動等に応じ、機動的かつ弾力的に対処するため、政府関係機関、独立行政法人等に対して、財政融資資金の長期運用予定額及び債務に係る政府保証の限度額を年度内に50%の範囲内で増額しうよう、弾力条項を設けることとした。ただし、財政融資資金の長期運用予定額の追加の総額に25%の上限を設けることとした。

(2) 重要施策

成長力強化に向けた重要分野への投資については、株式会社日本政策金融公庫において、賃上げに取り組む中小・小規模事業者への金融支援により構造的賃上げの実現に向けた環境整備を促進するとともに、スタートアップの資金需要に的確に対応し、成長を後押しすることとするほか、株式会社日本政策投資銀行において、インフラ・製造業への長期資金供給に加え、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化やGX、スタートアップに対して重点的にリスクマネーを供給することとしている。このほか、株式会社産業革新投資機構において、スタートアップ向け投資、大企業・中堅企業向け成長・事業再編投資、民間ファンドへのLP出資により我が国の産業競争力強化に資するリスクマネー供給を行うこととしている。

国際環境変化に対応するための海外投融資については、独立行政法人国際協力機構において、開発途上国の社会経済の安定や、グローバル・サウス諸国との連携強化のため、日本の高い技術・ノウハウを活用した質の高いインフラ輸出等を支援することとするほか、株式会社国際協力銀行において、「株式会社国際協力銀行法」(平23法39)の改正による業務拡充を踏まえ、サプライチェーン強靱化の取組を行うとともに、引き続き、地球環境保全を目的としたGXの取組を支援することとしている。このほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構において、天然ガスやレアメタル等の金属鉱物資源の安定的な供給に向けた取組のための出資等を行うこととしている。

地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしている。

なお、各分野の措置状況は以下のとおりである。

① 中小零細企業

中小零細企業については、29,647億円(5年度49,715億円)の財政投融資を予定し、これにより、株式会社日本政策金融公庫において、物価高等の影響により厳しい状況にある中小企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、構造的賃上げの実現に向けた環境整備、創業・スタートアップ、事業承継等を支援すること等としている。

② 農林水産業

農林水産業については、7,722億円（5年度7,962億円）の財政投融资を予定し、これにより、株式会社日本政策金融公庫において、スマート農業技術活用促進資金（仮称）を新設することにより、スマート農業技術の普及による農業の生産性の向上を後押しするほか、農業経営基盤強化資金において公庫資金の借換えを可能にし、農業者の前向きな経営改善の取組を支援するなど、農林水産業の生産性の向上を目的とした設備投資等への資金需要に的確に対応すること等としている。

③ 教育

教育については、8,234億円（5年度8,047億円）の財政投融资を予定し、これにより、独立行政法人日本学生支援機構において、進学意欲のある学生等に対し、貸付規模として所要の額を確保すること等としている。

④ 福祉・医療

福祉・医療については、4,422億円（5年度4,362億円）の財政投融资を予定し、これにより、独立行政法人福祉医療機構において、福祉医療サービスの基盤強化の観点から、児童福祉施設、老人福祉施設及び医療関連施設の整備等の資金需要に的確に対応すること等としている。

⑤ 環境

環境については、932億円（5年度1,007億円）の財政投融资を予定し、これにより、株式会社脱炭素化支援機構において、カーボンニュートラルの実現に欠かせない民間による自発的な事業活動をあらゆる分野で誘発するため、脱炭素化に資する事業活動への資金供給を的確に行うこと等としている。

⑥ 産業・イノベーション

産業・イノベーションについては、11,341億円（5年度10,521億円）の財政投融资を予定し、これにより、株式会社日本政策投資銀行において、インフラ事業や製造業を中心に、民間資金だけでは十分な対応が困難な長期資金を供給するとともに、特定投資業務においては、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化やGX、スタートアップ等に資する企業の競争力強化や地域活性化の実現に向けた資本性資金を供給することとするほか、株式会社産業革新投資機構において、国内外のベンチャーや事業再編等におけるオープン・イノベーションを促進するために必要な資金を供給すること等としている。

⑦ 住宅

住宅については、8,084億円（5年度7,681億円）の財政投融资を予定し、これにより、独立行政法人都市再生機構において、老朽化した賃貸住宅の建替え及び既存賃貸住宅ストックの有効活用を図るための増改築事業等を推進すること等としている。

⑧ 社会資本

社会資本については、27,431億円（5年度29,211億円）の財政投融资を予定し、これにより、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、承継債務の円滑な償還・利払い等を実施すること等としている。

⑨ 海外投融资等

海外投融资等については、29,933億円（5年度35,430億円）の財政投融资を予定し、これにより、独立行政法人国際協力機構において、円借款及び海外投融资の戦略的活用等を図ることとするほか、株式会社国際協力銀行において、「株式会社国際協力銀行法」（平23法39）の改正による業務拡充を踏まえ、我が国産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーン強靱化、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクにつながる取組を支援すること等としている。

（3）原資

6年度財政投融资の原資としては、5年度計画額に対し29,311億円（18.0％）減の133,376億円を計上している。

財政融資については、財政融資資金102,868億円を計上している。

財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、6年度において、財政投融资特別会計国債100,000億円の発行を予定している。なお、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券35,000億円の発行を予定している。

産業投資については、株式会社国際協力銀行等の納付金、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むことにより、4,747億円を計上している。

政府保証については、政府保証国内債16,031億円、政府保証外債9,330億円、政府保証外貨借入金400億円の合計25,761億円を計上している。